

令和4年1月26日

関係団体 御中

神奈川県くらし安全防災局防災部
工業保安担当課長

濃厚接触者の取扱いに関する社会機能維持者について

日頃、本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症がまん延している状況においても社会機能を維持するために必要な事業がございます。今般、第50回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議において、そのような事業に従事する者（社会機能維持者）の対象が別紙のとおり定められました。

現在、流行しているオミクロン株においては、濃厚接触者の待機期間はこれまでの14日から10日とされたところですが、社会機能維持者については、抗原検査での陰性確認等、一定の条件のもと、10日を待たずに待機を解除できることとされました。

なお、社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要であると判断された場合の扱いとなりますことに御留意ください。条件等の詳細については厚生労働省事務連絡をご確認ください。

【添付資料】

- （別紙）神奈川県における社会機能維持者の事業者（令和4年1月19日第50回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料）
- 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日（1月19日一部改正））厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡

問合せ先
神奈川県くらし安全防災局 防災部 消防保安課
LPガス・火薬・電気グループ 藤澤
高圧ガス・コンビナートグループ 津田